

相模原市監査委員公表第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、健康福祉局こども育成部の定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成28年3月29日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪 井 廣 行

同 米 山 定 克

同 小野沢 耕 一

1 監査の期日

平成28年3月28日

2 監査の対象及び方法

この監査は、健康福祉局こども育成部において、平成27年度(平成28年1月末日まで)、ただし、必要に応じて平成26年度以前に執行した次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。

(1) こども青少年課

- ア 母子・父子寡婦福祉資金貸付金に関する事務
- イ 各事業の委託料の支出に関する事務
- ウ 各事業の扶助費の支出に関する事務
- エ 現金の管理に関する事務(青少年学習センター分)

(2) こども施設課

- ア 児童クラブ育成料の徴収に関する事務
- イ 各事業の委託料の支出に関する事務
- ウ こどもセンターの管理運営に関する事務
(橋本こどもセンター、大野北こどもセンター、相模台こどもセンター)

(3) 保育課

- ア 保育料(細節)の徴収に関する事務
- イ 各事業の委託料の支出に関する事務
- ウ 各事業の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務
- エ 保育園等の管理運営に関する事務
(大沢保育園、上矢部保育園、麻溝保育園)

(4) 緑こども家庭相談課

- ア 療育センター使用料の徴収に関する事務(所管分)
- イ 各事業の委託料の支出に関する事務

(5) 中央こども家庭相談課

- ア 療育センター使用料の徴収に関する事務(所管分)
- イ 現金の管理に関する事務

(6) 南こども家庭相談課

- ア 各事業の賃金の支出に関する事務
- イ 各事業の委託料の支出に関する事務
- ウ 現金の管理に関する事務

(7) 児童相談所

- ア 各事業の委託料の支出に関する事務

3 監査の結果

(1) 指摘事項

ア こども施設課の各事業の委託料の支出に関する事務について調査したところ、相模原市児童クラブ運営補助業務委託において、次のような不適切な事例が見られた。

(ア) 相模原市契約規則(平成4年相模原市規則第9号)第30条に基づき契約書に記載することが必要とされている、契約の適正な履行を確保するための監督及び検査について規定されていなかった。

(イ) 仕様書では、受託者が配置すべき児童育成指導員及び補助員が欠勤等により就業しない日又は時間が生じた場合は、当該日又は時間に相当する委託料の支払いを要しないとしているが、その算定方法が定められていなかった。

(ウ) 契約書約款及び仕様書には、個人情報等に関する守秘義務について規定されているが、相模原市個人情報取扱事務委託基準に示されている、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者の報告等の具体的な措置については規定されていなかった。

(エ) 契約書約款中、引用している条項が特定できない事例や、引用している法律の条項との不整合などの事例が散見された。

契約事務については、監査の結果において不適切な事務処理が全庁的に散見されたことから、市においてはこの数年注意喚起が再三再四行われた。また、昨年6月には不祥事の防止に向けた緊急事務点検が全庁的に実施され、適正な事務執行に向けた取組が求められた。

しかしながら、今回の定期監査において、依然として契約事務における不適切な事務処理が見られたことは大変遺憾である。

このことは、契約事務が十分な確認を行わないまま執行されていることが原因であり、こども施設課において、適切に事務を処理するという意識が欠如しているとともに、真剣に取り組むという姿勢が極めて不十分であることを正に示していると言わざるを得ない。

もとより契約は、財産上の権利・義務や取引条件などについて、双方の意思を確認する行為であり、契約上の紛争や疑義による不測の損害が生じること等を防止するため適正に契約に関する事務を執行することは当然のことであり、とりわけ検査検収についての規定は、契約の適正な履行を確保し、公金を支出する上での重要な根拠となるものである。

今回このような不適切な事務処理をしたことを深く反省し、責任の所在を明らかにするとともに、今後、契約事務の執行に当たっては、担当職員及び管理監督者はその事務の重要性を再認識し、契約書約款をはじめとする関係書類の記載内容を精査・確認し、事務処理方法及び確認体制を見直すなど、再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。

イ 保育課の保育料の徴収に関する事務を調査したところ、保育所保育料を納期限までに納入しない者に対する督促状の納期限について、相模原市諸収入金に対する延滞金徴収条例(昭和39年相模原市条例第36号)では「発付の日から10日以内」と規定されているが、平成27年5月から平成28年1月までの各月に発付した督促状のうち、6月から10月まで及び1月に発付した督促状において10日を超える日を納期限とする4,159件もの不適切な事務処理が行われていた。

保育料の督促事務については、平成24年12月に実施した前回の定期監査において督促状を4か月ごとに発付している不適切な事例が見られたことについて指摘事項としたところ、平成25年9月に市長から「保育課全職員に対して同条例を遵守するよう厳重に指導し意識改革を図るなどの措置を講じた」旨の通知を受け、その内容について同年10月に監査委員として公表を行った。こうしたことから監査委員は保育課における保育料の督促事務は改善されたものと理解していた。

また、その後、市においては、昨年6月に不祥事の防止に向けた緊急事務

点検が全庁的に実施され、適正な事務執行が求められていた。

しかしながら、前回の定期監査の結果を真摯に受け止めることなく、また、市が実施した緊急事務点検において必要な事務の点検を怠ったことにより、今回の定期監査においても依然として不適正な保育料の督促事務を行っていたことは、法令遵守の意識が徹底されていないことを正に示しており大変遺憾である。

このことは、前回の監査結果に対する市長からの措置を講じた旨の通知の内容に疑念が生じることとなり、監査委員監査を軽視していると言わざるを得ないものである。

今回このような不適正な事務処理をしたことを深く反省し、責任の所在を明らかにするとともに、今後、保育料の督促事務の執行に当たっては、担当職員及び管理監督者は同条例など関係諸規程を遵守し、事務処理方法及び確認体制を見直すなど、再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。

(2) 注意事項

南子ども家庭相談課の各事業の賃金の支出に関する事務を調査したところ、公共交通機関と交通の用具(自転車)を併用して通勤している非常勤職員に対する通勤費の算定において、地図上の最短の道程で自転車の使用に係る通勤距離を計測すべきところ直線距離で計測したことにより、自転車の使用に係る通勤費が支給されていない事例が見られた。

賃金の算定に当たっては、関係諸規程を再確認し、適正に事務を執行するよう注意する。

(3) 健康福祉局子ども育成部におけるその他の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

4 意見

(1) 近年、保育所保育料の滞納が増加している要因としては、厚生労働省によれば生活困窮等経済的事由のほか保護者の責任感や規範意識の問題もあるとされており、本市の保育所保育料の収納状況を見ても、収納率は平成16年度には

94.5パーセントであったものが平成24年度には90.0パーセントまで低下していた。

こうした中、保育課では、保育所保育料の適正な収納に向けて、電話による納付督促や休日臨戸訪問、収納推進員の配置のほか、前回のこども育成部に対する定期監査実施後、平成25年5月からは、相模原市諸収入金に対する延滞金徴収条例の規定を遵守して納期限後20日以内に督促状を発付するなど事務の改善が図られたことにより、平成26年度の収納率は92.7パーセントまで上昇した。また、収入未済額(滞納額)についても、平成23年度は2億5,160万円であったものが、平成26年度には1億8,855万円に減少した。

昨年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、子育てしやすい、働きやすい社会をめざして、本市においても地域の様々な子育て支援の質の向上や量の拡充を進めているところであるが、自主財源の確保とともに負担の公平性の観点から、保育料の滞納額を削減することは大変重要なことである。また、保育料の滞納は、適正に納付している保護者との間に著しく公平性を欠くこととなる問題である。

今後とも保育行政に対する市民の信頼を確保し、より良質な保育サービスの提供を求める市民の期待に応えるためにも、同条例に基づき、適正な保育料の督促事務を実施されたい。

(2) 児童相談所は、子どもに関する様々な相談等に対して、常にその状況に応じた最も効果的な援助を行うことが求められているが、児童相談所に寄せられる相談等は全国的に増加が続いている。中でも児童虐待に関する通告は、都市部を中心に増加しており、子どもの生命に関わる事案も度々報道されているところである。

本市においても、児童相談所が受け付けた児童虐待に関する通告件数は、開設当初の平成22年度は487件だったものが平成26年度は848件に急増しており、今後も更に増加することが予想されることから、その対応が喫緊の課題となっている。

こうした中、本市の児童相談所において昨年12月の新聞報道等により、一

時保護していた少女に対して人権尊重の認識が著しく欠如した方法により所持品検査を実施していたことが明らかとなった。

この事案については、外部の有識者で構成する市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談所措置部会による検証が行われ、本年3月15日にその報告書が公表されたばかりであるが、その直後に、今度は両親から虐待を受けて通所していた男子中学生が自殺を図り死亡していたことが大きく報道され、この事案についても、今後外部の有識者により検証されることになる。

今後は、有識者による検証結果を踏まえるとともに次の事項についても留意の上、児童相談所の適切な運営を図るとともに子どもの福祉の増進や権利の擁護に努められたい。

ア 人材育成について

児童虐待を含めて子どもに関する様々な相談等は特別な家庭の問題ではなく、どの家庭にも起こり得る問題として捉えられ、身体的、精神的、経済的等の問題が複雑に絡み合って起こることから、対応すべき内容も複雑化、高度化していると考えられている。こうした問題に職員が的確に対応するためには、単に大学等で学んだ専門的知識や技術が求められるだけでなく、実際に現場で経験を積み重ねることが大変重要である。

本市の児童相談所は、開設に向けて多数の職員を他の自治体へ派遣し業務を経験させるなどの準備を行ってきたが、児童福祉司の多くは実務の経験年数が3年未満となっている。今後は研修等により専門的知識の習得を図るとともに、引き続き人事交流などにより職員の実務経験を蓄積し、資質の向上に努められたい。

また、担当職員を指導監督する立場の職員の役割も大変重要であることから、こうした職員の育成に取り組むとともに、豊富な実務経験を有する児童福祉司を積極的に採用するなど人材確保に努められたい。

イ 組織的な対応について

児童相談所が複雑化、高度化した児童虐待等の問題に適切に対応していくためには、職員個々の判断だけではなく、組織としての迅速かつ的確な判断が求められている。このため、判断の材料となる重要な情報について漏れな

く迅速に伝達し、共有できるような仕組みを再構築し活用することが重要である。

また、児童相談所内部にとどまらず、子どもの問題に関連する保健・医療・福祉等の関係各機関による情報共有が適切に行われるよう、より一層関係機関との連携を徹底されたい。

ウ 人員配置、組織体制について

本市の児童相談所では対応すべき相談等が増加の一途をたどっており、担当者1人が扱う件数は本年3月1日現在約90件となっているが、こうした状況に合わせて職員個々の能力の向上を図るとともに、他の児童相談所の状況を把握することなどにより職員の負担が過重となっていないか改めて検証し、必要に応じて人員配置や組織体制の強化に努められたい。

エ 透明性の確保について

今般明らかとなった2件の事案は、それぞれ発生から長時間経過した後に新聞報道等により市民の知るところとなったが、子どもの生命等安全に関する事案は市民の関心も高く、こうしたことが適時、適切に公表されなければ、児童相談所に対する信頼は確保できないと考える。

今後は、適時、適切に情報を公表することにより、児童相談所の事業運営について透明性の確保に努められたい。